

氏名(本籍)	近藤良享(岐阜県)
学位の種類	博士(体育科学)
学位記番号	博乙第1,528号
学位授与年月日	平成11年3月25日
学位授与の要件	学位規則第4条第2項該当
学位論文題目	スポーツ問題の応用倫理学的研究
主査	筑波大学教授 教育学博士 片岡 暁 夫
副査	筑波大学教授 博士(体育科学) 高橋 健 夫
副査	筑波大学教授 諏訪 伸 夫
副査	筑波大学教授 博士(教育学) 大高 泉

## 論文の内容の要旨

### 1. 論文の構成

近藤良享氏提出の「スポーツ問題の応用倫理学的研究」という題目の論文は、序論、本論、序章、第1章、第2章、第3章、第4章、結章および資料からなっている。400字原稿用紙換算1,388枚相当のものである。

### 2. 論文の内容

本論文の研究目的は、現代の様々なスポーツ倫理問題に潜む原則間の比較商量を通じて、新しいスポーツ世界の倫理原則を提示することである。研究方法は「実現可能な行為群の中で、最善の方法を選択する技術学」と位置づけられる応用倫理学的方法を適用している。

序章では、諸問題に着手する前の予備的考察として、スポーツ倫理を研究対象とする際の困難性を指摘し、本研究の基本的スタンスと方法論上の立場が確定された。

第1章では、スポーツ団体の規制をめぐる問題(1)として、2つの事例が取り上げられた。第1節は、引退勧告規定に抵抗した辰吉選手問題を題材とし、個人の自律がスポーツ団体の規定によって制限されることの是非を検討している。その結果、我が国のパターナリズムへの一般的依存傾向、スポーツ団体の安全配慮義務があるとは言え、本事例の場合、成人プロボクシング選手および自由尊重、道徳的自律、寛容という原則から、彼自身が引退・継続を自己決定すべきと結論づけた。第2節は、強者と弱者のあるべき関係性を「女性証明検査規定」から考察された。この問題における公正という寛容という原則間の裁定に「相手の立場に立つ」および「苦痛の最小化」を根拠に、性染色体異常選手を排除する現行の第二次検査の廃止が提言された。

第2章は、スポーツ団体の規制をめぐる問題(2)として、薬物等ドーピング問題が取り上げられた。第1節はベン・ジョンソン事件をデュビン調査委員会報告書を手掛りに解明した。その結果、ベン・ジョンソン、フランス・コーチ、アスタファン医師の三位一体のドーピング関与、ソウル・オリンピックの失格理由、使用薬物、等が明らかにされた。また、デュビン調査委員会の報告は様々な勧告を含んでいたが、特に注目すべき点は抜き打ち検査の勧告であった。しかし、抜き打ち検査自体に問題点も認められ、適正な執行のための議論が行われるべきと判断された。第2節は、薬物等ドーピング問題に関する諸論と問題解決への基本的方向性が考察された。まず日本と欧米の論者の所論を分析した結果、禁止規定への一般的な支持は認められたが、決定的な理由が提示できない状況と判断された。そこには一般倫理学上の学派对立と同じ対立構造が確認された。こうした議論を踏まえて、禁止規定を再検討した結果、この禁止規定によって功利主義的善が産出されるという理由から正当性を認めたが、商業主義に拍車をかけるIOC自身の姿勢も検討されるべきと結論された。次に、この問題を解決する

ための長期的共通善を探究した。その結果、短期的自己利益の最大化では、各種ドーピングへの傾倒や慢延が回避できないために、「公開の委員会」という考え方を導入すべきとした。そして様々な決定を当事者自身に委譲することによって、自律・自立した強い選手やスポーツ団体を形成する可能性が開かれると結論づけている。

第3章は「スポーツに対する社会的正義の要請」として人種差別と男女平等の問題が考察された。第1節は、米国プロスポーツ界における黒人差別の歴史的推移や現状分析を行い、多くのプロスポーツ世界が、選手の出自・属性に基づく属性主義を捨象し、業績主義に目を向けていることが判明した。この業績主義を判断根拠にする方法論は、ロールズが社会的正義の実現のために提唱した「原初状態」における「無知のヴェールの背後に立つ」方法論の体現化であったが、あらゆる手段を正当化させる傾向に監視が必要と結論づけている。第2節は、体育・スポーツの男女平等についてタイトルIXを基軸に考察した。タイトルIXの制定によって、社会の側から「男女の分離」自体の問題性を改善させられたが、同時に数々の問題も派生していた。それらの問題解決には、実証的研究の蓄積および性役割ステレオタイプについての原理論の検討が課題とされ、本研究では、性別を超えた個人への等価の敬意と関心を原則にして、差異を差別へと拡大させない賢慮が求められた。

第4章は、試合場面に生じる倫理問題から、スポーツによる倫理・道徳教育の可能性が探究された。第1節は、スポーツ倫理教育の方向性を、ルールとエートスとの二元的関連によって導出し、スポーツ倫理教育には、ルールの本質理解、ルールの創造・改正の手續きの正義に並んで、エートスの教育も不可欠であり、スポーツの理念、理想に向かうためのスポーツ倫理教育が肝要であると結論された。第2節は、意図的得点調整という戦術選択について検討し、この種の戦術選択に対しては、ルールによる規制よりもエートスによる社会的判断を仰ぎ、戦術選択の正否を選手・チーム自身が判断するという方法が求められた。第3節は、意図的ルール違反行為をスポーツ倫理学の視点から考察され、①同一課題性の崩壊、②ルール設定意図への背違、③固有の価値実現の阻害、④慣習的理由の不確実性、という4つの理由から異議を唱え、無抑制な行為の防止のためには、特に青少年期のスポーツ倫理教育が最も重要であると結論された。第4節は、スポーツによる倫理・道徳教育の方法論として、フレイリーの方法論に焦点をあて検討された。その結果、彼の方法論はスポーツ倫理を教えるための方法論として有効性があると判断された。

結章では、第1節において、序章から第4章までの議論を総括し、そこに適用された諸原則が抽出された。第2節において、第1章で事例とした辰吉選手問題との関わりを諸原則に基づいて敷衍し、本研究では、自己決定権とパターナリズムとの相互補完性を認めつつ、基本的立場として自己決定権が優先された。しかし、リベラリズムに基づく自己決定権も全面的に信頼できないことから「他者危害原理」に低触する条件を2つの再解釈（時間性と制御可否）によってその範囲を制限した。また、自己決定権とパターナリズムの関係から過去・現在のスポーツ世界を吟味し、未来の望ましいスポーツ世界を考える上で、科学技術とスポーツのあるべき関係性を論じるバイオエシックス的議論が不可欠になると指摘した後、SFスポーツ未来小説や遺伝子工学のスポーツ世界への適用可能性を手掛りに、新しいスポーツ世界の倫理原則を「インフォームド・コンセントに基づく自己決定」とし、この原則を全面的に導入すべきとしている。同時に、科学技術の進歩と選手・支援スタッフの倫理性の不均衡を防止するための「開放性」原則の導入も提言された。第3節において、コミュニタリアリズム批判への回答や、スポーツ倫理教育の実践的方法論の開発が今後の課題とされている。

## 審 査 の 結 果 の 要 旨

本論文は、現代的諸問題を扱ったスポーツ倫理学研究として優れた著作である。特に、自己決定とパターナリズムの関係からのスポーツ倫理問題への接近は他の水準を超えている。ともすれば、倫理・道徳的判断は、心情的、信条的判断に流されがちであるが、個別問題に適用できる諸原則間の比較検討を通して、これからのスポーツ世界の方向性を示した点に独自性が認められる。応用倫理学の視座から、体育学やスポーツ界に様々な提言を

行ったものであり、現状の諸問題解決への貢献が今後期待される。

よって、著者は博士（体育科学）の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。